

MASUKI 情報デスクサポート団体
 救う会大阪
 米国に原爆投下謝罪を求める会
 教育正常化裁判を支援する会
 スパイ防止法の制定を求める会
 外国人参政権に反対する会・関西
 日教組の違法行為を追及する市民の会
 NO! 民主 関西市民の会
 桜 組

MASUKI INFO. DESK FIGHTING REPORT

関西より発信

No. 103
 【発行・編集】
 MASUKI 情報デスク
 代表 増木重夫
 大阪府吹田市古江台2-10-13
 TEL 090-3710-4815
 FAX 06-6835-0974
 http://mid.parfe.jp/
 mid@jewel.ocn.ne.jp

西宮市教職員組合(日教組) を「スト謀議」で刑事告発

告発の内容、詳細は、告発状を見ていただくのが一番早いと思います。その前に経過をお話しします。刑事告発がどういふものかよくわかっていただけたらと思います。

七月十日ころ、西宮市の日教組、教委を①スト謀議②教頭任用介入問題で告発すべく、告発状をしたため甲子園署に持参しました。同署は「ちょっと検討するから預かる。」ところがその後三ヶ月を経過するも、受理するつもりもないとも返答が無い。警備課長に電話を入れると「ここで受けるか管轄の問題もある。慎重に検討している。待つて欲しい。」の一点張り。そこでどうとう痺れを切らした私は、九月下旬、あること(?)で親しくなった兵庫地検のS検事に電話を入れ、「この次第を話した。検事いわく、「3か月や4か月、半年一年も待つてもらうことはざらにある。この手の事件は傷害のような単純なものではない。正式に受理せず相手を内偵し、起訴か不起訴のあたりをつける。それから、そのことを相談する。そうでないと不起訴になった場合、相手に白のレッテルを貼ることになる。また刑事判断が民事の証拠になる場合が多く、何でもかんでも受理し、不起訴になると逆に本人にマイナスになる場合がある。警察はウヤムヤにすることは絶対無いからそのことは安心して待つて欲しい。」・確かに話の筋は通っている。もう少し待つて欲しい。それから三日目、西宮警察から呼び出しがあった。偶然にしては話ができてきている。どうもS検事の蹴りが警察に入ったようだ。「ご相談中」の西宮教組の刑事告発につき、「話したい。」と言う。私は飛んでいった。①事件は西宮警察署の警備課で受ける。②教頭任用は組合が一方的に言っているだけだ。関与していたことは十分想像できるが、犯罪の事実の確認ができない。③スト謀議の件はいける。固く行きたい。②を省き③のみで告発状を書き直してくれないか。」と言われました。私は「至急書き換える。赤ペンを持って待つてくれ!。」と待つて帰ってきました。②はもともと無理と待つてましたし、③だけでも受けてもらえれば満点。もともとがだめもと。「書き直して待つてこい。」といいながら、まさか、「受理できない。」とは言わないでしょう。また、皆様からご協力をいただいた約五十名の告発賛同人について問われたので、「ご不審でしたら全員の警察の前に集まっていただきます。多分みんなブラカードを持ってきて『しっかりやれ〜!』と一声あげるでしょうね。」と言ったら「よ〜〜く分かった。それは勘弁して」と笑ってました。それから3〜4回書き直し。延べ七回くらい警察へ行きまして。そして七日午後三時十一分「受理します。」

思わず涙が出てきました。私は今回の告発で三つのことを学びました。一つ目は、刑事告発は諸刃の剣であるということ。二つ目は、明らかに犯罪が行われたと思っても想像、推定や憶測と「犯罪の事実」は違つと言うこと。三つ目は告発は海外旅行の荷物と同じで、初心者はいらないものをいっぱい持つて行くこととします。ところがベテランは最小不可欠のものしか持つていかない。そんなわけで四回書き直しをさせられました。何とか受理していただけました。警察も戦後前例のない事件のようで、何回も勉強会を開き対応を研究したようです。

よく「〇〇を告発する。」などと言いますが、それは告発した経験のない人のセリフ。そう簡単に「告発する。」などは絶対言えません。「フウ〜」。デスク。

告発状(要旨)

平成二十一年十月六日
 兵庫県西宮警察署署長殿

- 一 告発人 増木重夫
- 二 被告発人
 第1 兵庫県教組西宮支部支部長〇〇
 第2 同 大社小学校分会長 氏名不詳

三 告発の趣旨
 被告発人らの以下の所為は、地方公務員法第37条に該当すると考えるので、鋭意意の上被告発人らと同第61条に基づき厳罰に処することを求め刑事告発する。

四 告発事実

① 兵庫県教職員組合は日本教職員組合、所謂「日教組」の兵庫県支部であり、また、西宮支部(西教組)は兵庫県教職員組合の下部組織と思われる。そして、各公立小中学校にその分会がありその代表者を分会長と呼んでいると聞いている。
 ② 被告発人らは、平成20年12月初めころ場所不詳において、「〇〇対件賃金確定闘争について」にもなうストラ

イキを実施することを謀議し、その後同年12月4日西宮市内における同ストライキへの参集を指示する、「〇〇対件賃金確定闘争について」と題する文書を作成、同組合員に配布するなど同ストライキへの遂行を煽つたものである。

五 事実の証拠

- ① 兵庫県教職員組合は機関紙「教ひようご速報No.9」(2008-12-4発行)【証拠資料①】の中で、「12月4日「早朝ストライキ体制」中止」と書かれている。
- ② 前項を裏付ける証拠として西宮市立大社小学校では組合員に「〇〇対件賃金確定闘争について」【証拠資料②】なるものが配布された。

六 告発理由

地方公務員法第37条には、「(争議行為等の禁止)「職員は、争議行為をしてはならない。又、何人も、このような違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そのかし、若しくはあおつてはならない。」と明記されている。また、「3年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。」と「教育ひようご速報No.9」【甲1号証】の中では、「ストライキ中止」と書かれている。ということは、ストの計画があったわけである。また、「〇〇対件賃金確定闘争について」【甲2号証】では、「ストライキ」という文言は使わない。」などと「違法のマニキュアル」まで出来ていて、被告発人らの所業にあきれ果てる。組合の組合員は言うまでも無く学校の先生である。このような公教育の腐敗は、受ける子供たちに不誠実な社会生活を気にも留めない教職員の影響を有形無形に与え、いすれ他人の迷惑をも顧みない利己主義的な成人として世に送り出すこととなり、治安の荒廃を招くものと危惧する。よって日本の将来を担う子供たちを指導する立場にある教職員の違法行為は特に看過することは出来ない。

朝鮮総連関連施設、固定資産税問題 題で大阪市、堺市、堺市を行政訴訟

大阪市職員措置請求書 (監査請求)

大阪府監査委員御中

平成21年6月25日

1 請求の要旨
大阪市は朝鮮総連関連施設への固定資産税を厳格に徴収せよ。

2 請求の原因

私は「北朝鮮に拉致された日本人を尊還する会大阪(救う会大阪)」の幹事である。
各位ご承知の通り北朝鮮金正日(政権)は多くの日本人(数百人といわれる)を拉致し今日以って彼らを返さない。このことは私たち日本人にとりて怒りと悲しみと憤りの極みである。
私たちは言ってもないが、一日でも早く被害者を救出しなければならぬ。
その解決方法として最も効果的なのは金正日政権の崩壊である。
そのためには金正日政権の資金源を断つのが最も効果的と考える。
そこで金正日政権の資金源を考えると、日本の朝鮮総連から多額の献金が北朝鮮に渡っているという。
そこで我々の仲間が朝鮮総連が不当に支払いを免れていないか市長へ質問状【資料1】を送付し調べた。
その結果、朝鮮総連関連18施設への固定資産税が减免されていることがわかった【資料2】。
理由は、「大阪は在日の割合が多い、よって在日に施設を開放する」ということはその地域に開放したことになる。よって公民館と同じ扱いをする。

救う会大阪
救う会大阪は「市長の裁量権だ。」という。
大阪府は「在日外国人の為に公民館的施設である」と言うが、减免している18施設の場合明らかにされていない。即ち在日外国人の為に朝鮮総連関係者しか利用できない公民館施設と言わざるを得ない。そこで我々は独自にこの18の施設を調べたところ、12施設【資料3】が判明した。

大阪府は他の町に比べ確かに在日の割合が多い。しかし在日が全人口の半分を超えているわけでもない。特定の人(在日)のみに開放する施設を「公民館」扱いとし適正な固定資産税を課さず减免する市長の裁量に私たちは承服できない。
我々は平成16年5月19日、全く同種の監査請求を求めた。【資料4】ところが貴委員会は我々の請求を棄却した(大監20号)【資料5】。それ以来5年の月日が流れた。社会の情勢は変化し、世論は我々の主張を援護する。
最高裁の「减免は違法」とする判断(2007.11.30)【資料6-1】
大阪地裁 // (2009.3.19)【資料6-2】
※ 被告、八尾市は控訴断念
◎ // 判決書 【資料6-3】
よって、大阪府は朝鮮総連関連施設より固定資産税を减免することなく厳格に徴収するよう監査を請求する

3 請求者
氏名 ○○○
地方自治法第24条第1項の規定により別紙証拠を添え必要な処置を請求する。

一般的な監査請求見本

そこで我々は朝鮮総連が不当に固定資産税の支払いを免れていないか総務省に問い合わせた。その結果、朝鮮総連関連施設への固定資産税の减免が日本各地で行われ、本市も該当することがわかった。
調べてみると、
◎ 最高裁の「减免は違法」とする判断(2007.11.30) 熊本市総連関連施設の件
◎ 大阪地裁 // 大阪府八尾市の総連関連施設の件
◎ 被告、八尾市は控訴断念
※ いずれの裁判でも减免を違法とする判断を示している。現在大阪府、堺市も裁判も総連施設は「公民館」であるというもの。
◎ 本市の場合、减免の理由は定かでないが、適正な固定資産税を課さず减免する市長の裁量に私は承服できない。
◎ このような特定の施設に固定資産税が减免されていることは、今回初めて知った。ゆえに過去5年さかのぼって監査請求する。

よって、○○市は朝鮮総連関連施設より固定資産税を减免することなく厳格に徴収するよう監査を請求する。
【資料】
「在日本朝鮮人総連合会関連施設に対する固定資産税の課税状況について」
www.korea.or.jp/press/20090319_01.html
◎ 一般的には総務省発行の「在日本朝鮮総連合会関連施設に対する固定資産税の課税状況について」の資料を根拠に「减免しているから課税せよ」と請求するのがいいと思います。
◎ 救う会大阪では知り合いにお願いして、近隣の自治体より順番に各地で監査請求を準備しています。重複しても無駄ですので、監査請求される場合、お知らせいただけると助かります。全国の减免自治体で監査をやりたいものです。

救う会大阪では知り合いにお願いして、近隣の自治体より順番に各地で監査請求を準備しています。重複しても無駄ですので、監査請求される場合、お知らせいただけると助かります。全国の减免自治体で監査をやりたいものです。

大阪市に対し監査不服行政訴訟(要旨)

訴状

平成21年9月18日

大阪府裁判所 御中

原告訴訟代理人 弁護士 徳永信一

租税减免処置取消(住民訴訟) 請求事件

訴額 1,600,000円
貼用印紙 13,000円

請求の趣旨

1 被告が平成20年度に行った大阪市内の北朝鮮関係施設を対象に行ってきた固定資産税及び都市計画税の减免措置を取り消す。
2 訴訟費用は被告の負担とする。
請求の原因

1 原告による住民監査請求
原告は大阪市内に現住する大阪市民であるが、平成21年の月25日、大阪市監査委員に対し、大阪市内の在日本朝鮮人総連(以下「朝鮮総連」という)がその活動に使用している施設を対象に行った平成20年度の固定資産税及び都市計画税の减免処分を不当な减免適用(財産の処分)であると考え、それらの厳格な徴収を求めて住民監査請求を行ったが、大阪市監査委員は、平成21年8月20日、本件各施設に係る减免適用の判断内容に裁量逸脱の違法があるとしてなされた本件請求には理由がないと判断し、これを原告に通知した(甲1)。

2 大阪市の朝鮮総連関連施設に対する减免措置
①大阪府は、大阪府市税条例(以下「市税条例」という)第11条第4項及び

090-3710-4815 (増木) にお電話ください。絶対元気が出ます。何の曲? それはかけてのお楽しみ。但し、ソフトバンクはダメ!

市条例施行規則(以下「規則」という)第4条の(2)第1号に基づき「在日外国人のための公民館的施設において、専らその本来の用に供する固定資産」については、固定資産税等が免除されている。

大阪府は、平成20年度において、「在日外国人のための公民館的施設」としてこの施設を減免対象としており、減免税額は約200万円となっている。このうち朝鮮総聯が管理利用等している施設(以下「本件各施設」という)は20施設であり、減免税額は約600万円である。因みに、これら20施設以外の施設も韓国・朝鮮籍の市民を対象とする施設である。

大阪府は、平成20年6月末までに、本件各施設を対象として固定資産税等の減免措置を行った。

3 朝鮮総連と北朝鮮との関係

①朝鮮総連とは、亡金日成が完成させた共産主義イデオロギーの亜種である「チュチェ思想」を指導理念として北朝鮮の軍事独裁政権である金正日政権の指導を仰ぐ在日朝鮮人らの政治思想団体であり、いわゆる日本人拉致事件において積極的な役割を担っていたことが強く疑われている。

②福岡高裁平成18年2月2日判決は、朝鮮総聯が「北朝鮮の指導のもとに北朝鮮と一体の関係にあつて、専ら北朝鮮の国益やその所属構成員である在日朝鮮人の私的利益を擁護するために、我が国において活動をおこなっている」とは明らかである。このような朝鮮総聯の活動が「我が国一般の利益のために」行なわれているものではないことはいうまでもない」としている。

③政府は平成17年6月24日、岡本充功衆議院議員の質問主意書に対する答弁書の中で「朝鮮総聯の関連施設は、外交関係に関するウィーン条約に規定される使節団の公民館には当たらない。また、同条約には「該当機関に準ずる機関」という区分はない。また、朝鮮総聯については、その綱領において、「すべての在日同胞を朝鮮民主主義人民共和国のまわりに総結集させ、」の富強発展に特色のある貢献をす

る」などと掲げて活動を行っているものと承知している」と答弁しており、北朝鮮と密接な関係のあることは明らかである。

③北朝鮮は、その工作員を使い、日本国民の拉致、日本国内における覚醒剤の輸入・販売という犯罪行為を組織的に行っており、また、平成18年及び平成19年に2回にわたる核実験を強行し、国連安保理の制裁決議を受け、加盟国は、経済制裁等の厳格な実施と強化を求められている。北朝鮮と密接な関係にある朝鮮総聯の活動についても、厳しい目が向けられており、我が国において朝鮮総聯が享受してきた経済的特権ないし恩恵に關しても、その要件となる「公益性」の判断については厳格かつ慎重に審査されなければならない。

4 朝鮮総連関連施設への減免の取り扱

①平成18年4月1日付け都道府県知事あて総務事務次官通知には「：とりわけ公益性を理由として減免を行う場合には、最近の裁判事例において、朝鮮総連関連施設に対する福岡高裁判決(平成18年2月2日)などのように、減免対象資産の使用実態やその公益性判断が問題とされたものがあつたことも踏まえ、減免対象資産の使用実態を的確に把握した上で、公益性の有無等条約で定める要件に該当するかを厳正に判断すること。」とされている。

②平成16年4月1日付け総務省事務次官通知でも「：公益性を理由として減免を行う場合には、公益性の有無等条約で定める要件に該当するかを厳正に判断すること。特に、朝鮮総連関連施設に対する固定資産税の減免措置については、減免対象資産の使用実態を的確に把握し、更に適正化に務めること。」とされている。

③平成20年の月24日付け総務省自治税務局長通知には「朝鮮総連の関連施設に対する固定資産税に關しては、既に、平成18年4月6日付け総務事務次

官から、公益性を理由として固定資産税の減免を行う場合には、最近の裁判事例において、減免対象資産の使用実態やその公益性判断が問題とされていることも踏まえ、減免対象資産の使用実態を的確に把握し、引き続き適正化に務めるよう通知したところである。関係地方団体においては、上記事務次官通知を踏まえ、標記施設に対する固定資産税の課税について、適切に対応していただきたい。」とある。

5 本件各施設にかかる利用実態の調査

①住民監査請求を受けてなされた監査によれば、減免申請事由を証する書類のうち、家屋平面図が添付されていないものが6施設、使用貸借契約書等が完全に添付されていないものが1施設、減免適用部分の確定のために必要となる資料が全く添付されていないものが1施設、家屋平面図が添付されている施設でも、各階の部屋割りが具体的に記載されていない平面図を使用しているものが1施設見受けられた。

また、減免適用部分の確定のために必要となる資料が添付されている施設でも、当該年度の賦課期日現在の状況が、到底、把握できるとは言えない資料しか添付されていない施設が1施設、会館の公民館的な活動が把握できるチラシなどの資料が添付されている施設は1施設、部屋の設えがわかるような写真が添付されている施設は1施設しかなかった。

さらに、平成20年の月24日付け総務省自治税務局長通知では、減免申請書の記載事項のうち、実地調査記事欄には、「実地調査を行った職員が、利用実態その他調査内容等について明確に記載する」とされているにもかかわらず、当欄に調査員が実地調査した内容が明確と言える程度に記載されているものはわずか1施設だった。

こうした杜撰な申請取扱い事務の在り方は、総務次官通知に明らかに違反しており、長年にわたる朝鮮総連大阪本部と市当局の癒着と馴れ合いがあつたことをうかがわせるものである。

②監査委員は通知の中で「平成17年通知では、減免の対象として、公民館的な事業

以外の用に供されている部分(以下「その他部分」という)を確定し、次いで全体からその他部分を除くことにより減免対象範囲を求めるとされているところ、各室についてその利用実態まで確定調査しているのかどうか、また、本件施設のそれそれにおいて、施設各室の利用実態が判明しない中、会館使用簿等で示された利用状況をもち、「専ら」とみなしうる程度まで公民館的施設の用に供されているのかどうか、など疑念は残されており、減免の適否を判断するのに十分と言える程度にまで説明が尽くされていないと言いたい。そうすると、本件施設の中には、使用実態を的確に把握できたと言えるかどうか確認が得られず、平成17年通知、平成20年通知及び総務次官通知に即した取り扱いがなされていないと解されるものがあると言わざるを得ない。」としている。

③ところが、大阪府監査委員は、原告による住民監査請求について監査委員が下すべき判断は、「請求人(原告)の請求の趣旨が、原告の主張する違法不当性があるか否か等である」と限定的に解し、「調査手続に問題があるからといって、必ずしも減免要件を満たさない等とは言えず、直ちに本市に損失(相手方の不当利得)が生じるわけではない。」などとして、原告の監査請求には理由がないとした。

④原告による住民監査請求が、固定資産税等の減免措置にかかる厳格な調査に基づいて減免措置にかかる市長の裁量の逸脱の有無の判断を求めていることは明らかであり、上記監査委員の判断が不当なものであることは明らかである。

6 まとめ

本件施設の朝鮮総連による利用実態は、監査委員による調査結果をもつても不明であると言わざるを得ず、到底「在日外国人のための公民館的施設であった、専らその本来の用に供する固定資産」に該当するものと認定することはできない。従って、平成20年度における本件各施設に対する減免措置はいずれも市長の裁量

「NO! 民主」桜組 超重量級で発艦

「超重量級!」体重の話ではありません。思想信条の話です。

さて、自民党が大敗し、政権が民主党を中心とするブレブレ野合集団に代わりました。そしてその船長が鳩山氏になるや否や彼は颯爽と米国に旅立ち国連でCO2、25%削減を表明しました。これはまるでロンドン海軍軍縮条約のような話で、日本



平成21年9月26日 大阪難波高島屋前 女性から訴える「日本最高」(私たちも言い隊)

国内の工場を閉鎖しなければならなくなることを意味します。減反政策で田んぼを片っ端からつぶしたように。さらに夜が明けると今度は夫婦別姓を一步進めるとか。外国人参政権問題、安倍元総理が心血を注いで作った教員免許制度の白紙撤回等、民主党の政策は「外交・安全保障」「教育」「経済」、主にこの三点において到底納得できるものではありません。

私達が住んでいるこの「日本丸」、一体どこへいくのでしょうか。どこかへたどり着ければまだましで、遭難しかかっているのです。

もうここまで来ると、私達大和撫子と言えども黙っているわけには参りません。そこで「NO!民主」の声を上げるべく、早速「桜組」を結成し、九月二十六日、大阪難波でその一声を上げました。

〔三面より続く〕
を逸脱する違法なものであることは明らかであり、被告は直ちにこれを取り消さなければならぬ。
よって請求の趣旨記載の事項を求めて本訴に及び次第である。

証拠方法
甲第1号証拠
「住民監査請求に係る監査の結果について(通知)」

添付書類
1 甲号証写し 1通
2 訴訟委任状 1通

当事者目録
原告 大阪市
被告 大阪市
同代表者兼処分行政庁
大阪市長 平松邦夫

堺市宛の訴状は略します。基本的には大阪市あてと同じ。

別にし国民に深く定着しています。今後もできれば月一、街頭で声を挙げ、世論を構築しつつ、それを背景に思いを同じにする地方議員、国会議員と連携を密にし、日本丸が沈没しないように船倉の泥水を掻き出していきたいと思えます。

代表 服部英子 (外国人参政権に反対する会・関西代表)
副代表 梶谷萬里子 (県土・竹島を守る会事務局長・島根)
副代表 松谷祐子 (救う会大阪幹事・三重)
事務局 植田真友子 (日教組の違法行為を監視し究明する市民の会幹事)
同 増木直美 (百人の会事務局)

鳥取県立高校で朝鮮総連鳥取代表 救う会大阪を呼び勉強云々 その後
平成二十一年七月二日、鳥取県立湖陵高等学校(0857-28-0250)で9月24日、朝鮮総連鳥取本部の朴井愚委員長を呼び教職員対象に、人権問題をテーマに講演した。まるで石川五右衛門が防犯の講演をするような話で我々は早速鳥取県教委に8月25日、抗議に出向いた。我々の要求は、①、朴井愚の講演料八千円の返還請求をする。②同校で拉致被害者関係者の講演会を行う。同校より、後日返事あり。①は理由がないのでできない。②は了承。しかし、総連と鳥取県教育界は事実上絶交したという。また、絶交は書面で説明あり。鳥取県教委の努力に敬意を表し矛を収める。

中川昭一前大臣の逝去を悼む
武士の召されて逝くと
仲秋の月のあかりよ 行く道照らせ
桜組 副代表 梶谷萬里子(島根)

本日、中川昭一元財務大臣の訃報に接し、心から冥福をお祈り申し上げます。本格保守政権、第二次安倍政権の樹立を

活動資金の協力をお願い
【支援等の口座】
郵便振替 0068003245054 MASUKI情報デスク
三菱東京UFJ銀行 甲支店 044349 普通 増葉美

先ずは、平素より私どもの活動に力強いご支援を賜り心から御礼申し上げます。このレポートにもありますように、私も「国を破壊しようと思っている連中」と日々命がけて戦っています。ところが問題は活動資金。子供達に誇りある国を残すため今まで以上にがんばります。何卒、資金のご協力を賜りたく伏してお願い申し上げます。

目教組違法行為を監視する市民の会
本年2月 本年度、三二チユア国旗を車に掲げていたことを理由に公道を閉塞され、行動を制限された件につき、平成21年8月20、「国旗差別慰謝料等国家賠償請求事件」として、本人訴訟で行政提訴。大阪地裁で十月十六日に第一回弁論期日が決まった。ところが被告広島県は「遅滞防止」「衡平」を理由に、広島地裁へ移送することを申し立てた。早速「理由なし」の意見書を提出。被告広島県は、現場検証と多くの警察官の証人尋問の必要性を理由にしているが、本件は原告被告ともにビデオ撮影をしていて証拠は明白。事実を争う裁判ではなく、警察官の行った行為の評価を問うものであり、多くの尋問そのものが裁判の遅延を招く。としたためた。

願う私たちにあって、その右腕、中川元大臣の訃報は、親や夫が亡くなる以上に痛手と感じております。そこで、桜組の目標は、中川前大臣の後に続く、若手政治家を発掘し、育成すること、行う必要があるのではないのでしょうか。それが、心ならずも無念の死を遂げられた中川元大臣への手向けになろうかと思えます。 同 松谷祐子